

## 膣検査の新設に関する調査結果

(注意)

膣検査を新設することに関する意見は、以下の【改定の考え方】を前提として、26年度に、143か所の診療施設に意見を聞き（家畜診療所57か所、開業等診療施設86か所に対し「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」を実施）、まとめたものです

### 【改定の考え方】

直腸検査から膣検査を分離し、膣検査を新設する（膣検査を分離することにより、現在の直腸検査の点数を引き下げる。）。

# 1 膣検査の新設に関する調査結果

【調査事項】平成26年1月29日付け25食農審第54号食料・農業・農村政策審議会答申

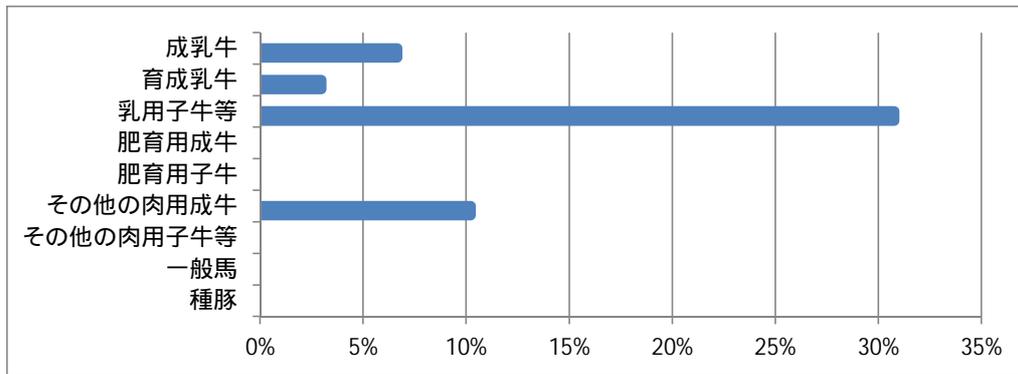
「膣検査」の新設の可否の判断材料とするため、「直腸検査」及び「膣検査」の実施頻度を調査すること

## (1) 「直腸検査」及び「膣検査」の実施頻度調査結果

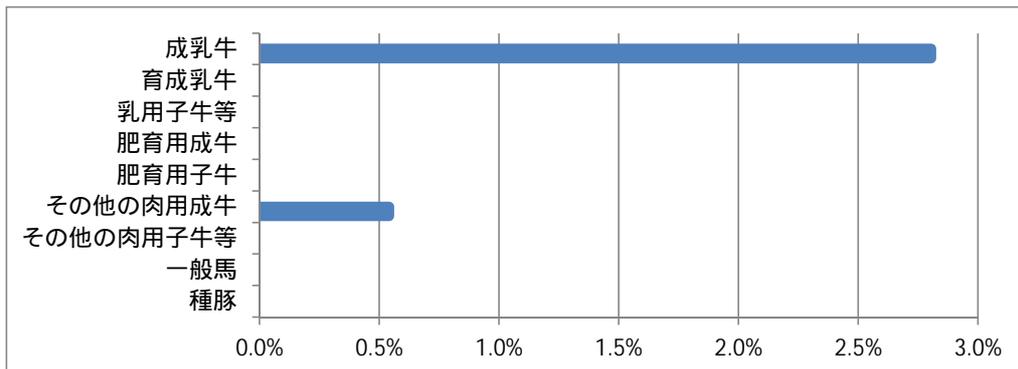
| 共済目的の種類   | 直腸検査回数 (A) | うち膣検査も実施した回数 (B) | 膣検査併用割合 (B/A × 100) | 膣検査のみ実施した回数 (C) | 膣検査のみ実施割合 (C/(A+C) × 100) |
|-----------|------------|------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|
| 成乳牛       | 6138       | 408              | 6.6%                | 177             | 2.8%                      |
| 育成乳牛      | 305        | 9                | 3.0%                | 0               | 0.0%                      |
| 乳用子牛等     | 13         | 4                | 30.8%               | 0               | 0.0%                      |
| 肥育成牛      | 162        | 0                | 0.0%                | 0               | 0.0%                      |
| 肥育子牛      | 6          | 0                | 0.0%                | 0               | 0.0%                      |
| その他の肉用成牛  | 3687       | 376              | 10.2%               | 20              | 0.5%                      |
| その他の肉用子牛等 | 7          | 0                | 0.0%                | 0               | 0.0%                      |
| 一般馬       | 29         | 0                | 0.0%                | 0               | 0.0%                      |
| 種豚        | 12         | 0                | 0.0%                | 0               | 0.0%                      |
| 計         | 10359      | 797              | 7.7%                | 197             | 1.9%                      |

(注) 平成26年度 8 月期及び 9 月期の病傷事故 (平成26年 8 月 1 日以降に初診、同年 9 月30日までに転帰になったもの。) 及び病傷事故外診療 (平成26年 8 月 1 日から 9 月30日までにを行った診療であって、予防及び定時人工授精のため行ったものを除く。)

### < 直腸検査のうち膣検査も実施した割合 >



### < 全体のうち膣検査のみ実施した割合 >



## (2) 腔検査のみを実施した理由

| 理由   |
|--|
| 腔内に停滞した胎盤有無の確認。  |
| 分娩直前の子宮異常（子宮捻転・子宮内細菌感染）の確認、分娩後の産道の創傷の有無・子宮内環境の確認の目的で、外子宮口や腔壁の状態、子宮内貯留物を腔検査のみによって確認した。  |
| 分娩後の産道損傷及び胎子確認などの為。  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩後の疾病において難産が原因と考えられる場合、便性状に異常がなければ産道損傷等を確認するため。</li> <li>・難産で帝王切開に移行した場合。</li> </ul>  |
| 難産時の頸管及び胎子の状態の検査、子宮捻転時の腔壁及び頸管外口の検査を行ったもの。  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発情粘液の状態を確認するため、粘液の汚れ等のチェック。</li> <li>2) 長期在胎で子宮外口の開き具合、胎子の大きさ判断。</li> </ol>  |
| 分娩時あるいは、分娩に関わる疾病を疑った場合に異常の有無を判断するため。   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 産道狭窄（外子宮口拡張不全）による難産のため。</li> <li>2) 腔裂創など腔の異常の有無確認のため。</li> <li>3) 腔検査後に同部位の処置や手術を行わないため（子宮頸管拡張剤注射のみなど）。</li> </ol>          |
| 分娩異常、長期在胎などのときのみ、分娩の進行状況を確認する。分娩時に腔検査を行う場合、異常があれば難産等の処置に移行するし、異常がなければ直腸検査を行わない。  |
| 腔内（産道内）に限定される疾病もしくは腔内の検査で確定診断可能な疾病の場合は腔検査のみを実施します。   |
| 子宮捻転の時に腔検査により捻転の方向、回転度を見るため。   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 腔裂創からの出血点を確認するため。</li> <li>2) 分娩3週間前の母牛が瀕死となり、胎子を助けるために分娩誘起実施したが、その分娩予定時刻を推定するため。</li> </ol>                                 |
| 胎盤停滞の有無を確認するため。<br>臨月で低カルシウム症状を発現したため、分娩の進行度や子宮捻転等の異常を早期に発見するため。<br>尾を上げるなど分娩兆候をしめしているが、数時間待っても分娩が始まらず、分娩異常の有無を確認するため。<br>昨年第一子を分娩したが、翌朝いまだ陣痛様の症状を呈す場合に、双子の可能性を確認するため。 |
| 1回目の腔検査で腔炎を確認していたため。   |
| 難産のため。   |
| 発情検査。  |
| なし。診断的意義が理解できない。   |
| 過去に腔検査を行った事例がない。尿腔、子宮捻転、長期在胎時等検査時は、捻転整復等処置料にて対応している（サービス）。   |

### (3) 膣検査新設に係る意見等

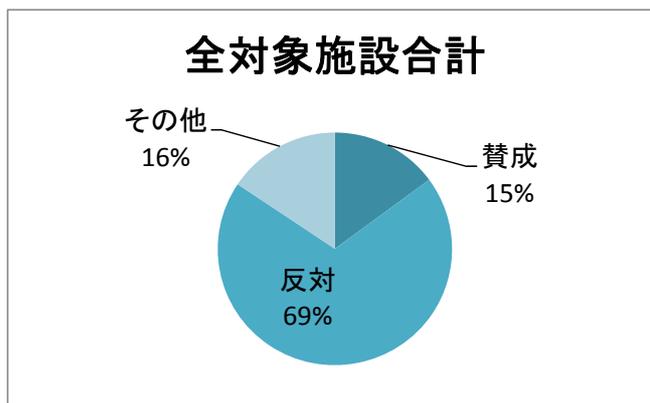
#### 【考え方】

直腸検査から膣検査を分離し、膣検査を新設する（膣検査を分離することにより、現在の直腸検査の点数を引き下げる。）。

#### ①賛成・反対の割合

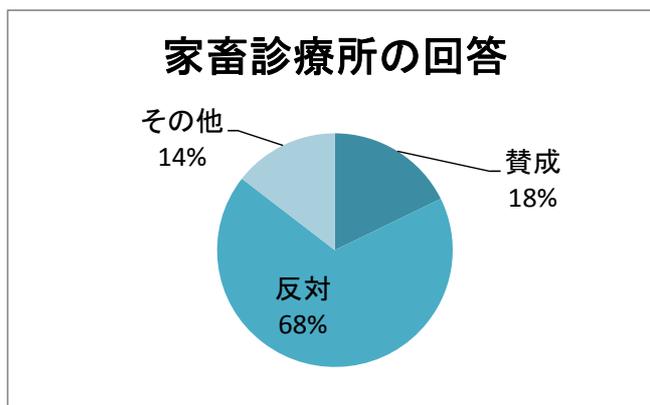
##### <全対象施設合計>

|     | 回答施設数<br>(複数回答含む) |
|-----|-------------------|
| 賛成  | 21                |
| 反対  | 98                |
| その他 | 22                |
| 合計  | 141               |



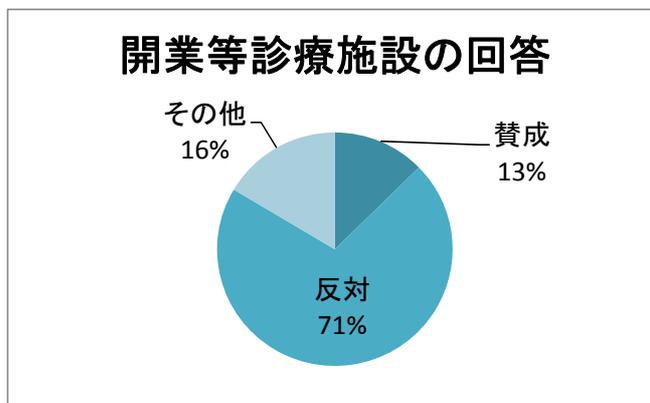
##### <家畜診療所の回答>

|     | 回答施設数<br>(複数回答含む) |
|-----|-------------------|
| 賛成  | 11                |
| 反対  | 42                |
| その他 | 9                 |
| 合計  | 62                |



##### <開業等診療施設の回答>

|     | 回答施設数<br>(複数回答含む) |
|-----|-------------------|
| 賛成  | 10                |
| 反対  | 56                |
| その他 | 13                |
| 合計  | 79                |



②賛成の理由及び妥当と考える直腸検査及び膣検査のB種点数及びA種点数

| 理由   | 妥当と考えるB種点数及びA種点数 |    |     | 根拠   |
|--|------------------|----|-----|--|
| 繁殖障害治療時は、必ずしも膣検査と直腸検査を合わせて行う検査ではなく（産褥期等）、対象が直腸と膣という別の器官であるので、膣検査新設が妥当と考える。ただし、膣検査と直腸検査を同時に行った場合は、直腸検査には膣検査が含まれるという現行通りの解釈により直腸検査の点数とする（現行B点184点）。膣検査と直腸検査を同時に行っても、直腸検査点数に膣検査が含まれるとの解釈と、直腸検査の難易度から、膣検査を分離した場合に直腸検査の点数を引き下げること是不適切である。 | 直腸検査             | B種 | 186 | 現行通り。  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 74  | 直腸検査と異なり、詳細な生殖器触知行為がないので、現行直腸検査点数の50%以下。直腸検査B点×40% |
|  |                  | A種 | 15  |  |
| 直腸検査の点数が高すぎる。膣検査をしても、タダ働きになる。  | 直腸検査             | B種 | 120 |  |
|  |                  | A種 | 3   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 66  |  |
|  |                  | A種 | 4   |  |
| 両検査は、異なる目的で、単独で実施される場面が多数あるため。   | 直腸検査             | B種 | 120 |  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 140 | 膣検査では、直腸検査よりも、衛生的な手技が必要とされる。また、膣鏡は高価である。           |
|  |                  | A種 | 20  |  |
| 直腸検査実施時に、膣検査を行うことはほとんどないので、B-A点をもらいすぎているから。  | 直腸検査             | B種 | 100 |  |
|  |                  | A種 | 3   | 手袋代  |
|  | 膣検査              | B種 | 79  |  |
|  |                  | A種 | 4   | 膣鏡代  |
| 繁殖障害において、多頭数を処理することが多くなり、膣検査の繁殖での重要度が減っている。また、膣検査に重きをおかない理由として、超音波の画像診断が広まったこともある。膣検査を分離し、明らかに膣に異常をきたしているものにつき、給付すればいいと考える。  | 直腸検査             | B種 | 176 | 分離されることで引き下げる点数の妥当性。                               |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 30  |  |
|  |                  | A種 | 4   | 視診のみであることから A点は導尿♀と同等の作業から。                        |
| 膣検査には直腸からの触診検査とは別に、視診による検査が有用な場合がある。   | 直腸検査             | B種 | 186 | 直腸検査は繁殖障害のみならず、腹腔・骨盤腔内の検査にも多用されることから引き下げる必要なし。     |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 35～ | 洗浄（膣 B種：70点 A種：20点）×0.5<br>～0.8                    |
|  |                  |    | 56  |  |
|  |                  | A種 | 10～ |  |
|  |                  |    | 16  |  |

| 理由   | 妥当と考えるB種点数及びA種点数 |    |     | 根拠   |
|--|------------------|----|-----|--|
| 膣検査の新設については賛成であるが、直腸検査の点数を引き下げる事は反対である。そもそも目的の違う検査を実施しているにも関わらず同一種別を請求することが間違っている。明確な目的、明確な所見が存在すれば両者が別点数で給付されてしかるべきである。   | 直腸検査             | B種 | 186 | 直腸検査は現行通りが妥当である。   |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 |     | 膣検査は実施目的等で点数を区分けする必要がある。例えば膣内異物の確認、損傷確認などを行う場合、膣鏡使用と手で同一点数なのはおかしい。また同時に膣内腫瘍物へのバイオプシーを行ったり、切開を行う、頸管粘液を採取するなど、増点規定が多数必要となるので十分な検討が必要である。 |
|  |                  | A種 |     |  |
| 長期在胎や膣裂創、分娩経過時の産道内診等で膣検査のみを実施したい場面があるから。   | 直腸検査             | B種 |     |  |
|  |                  | A種 |     |  |
|  | 膣検査              | B種 | 56  | 検査の難易度としては高くないが、膣鏡が高価であるため。  |
|  |                  | A種 | 4   |  |
| 膣検査の新設には賛成です。  | 直腸検査             | B種 | 186 | 長期在胎では、直腸検査による子宮捻転や胎子の生存等確認の他、膣検査により外子宮口の開口度合をみる必要があるため、直腸検査の点数は現行のままで、膣検査の点数を新たに加える方が良いと考える。  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 100 |  |
|  |                  | A種 | 10  |  |
| 膣検査を利用するときに、繁殖障害として用いる場合と分娩時の異常の有無を調べる場合に考え方が異なるため。分娩に関しては直腸検査よりも膣検査にて判断する重要度が高いので、繁殖障害以外で給付することとする。難産介助、帝王切開などの処置や手術扱いになる技術料が同日に発生している場合には、給付しない。分娩時期の牛で食欲不振の状況で分娩に入っているかどうかの検査は重要であるため。また、産後に、膣損傷などが疑われる場合の検査も同様に必要と判断される。 | 直腸検査             | B種 |     | 直腸検査よりも消毒等準備が必要と考えるため、A点は、洗浄の20点を採用し、B点については、直腸検査と同程度の技術を要するため、187点とする。  |
|  |                  | A種 |     |  |
|  | 膣検査              | B種 | 187 |  |
|  |                  | A種 | 20  |  |
| 直腸検査と膣検査は異なる内容であり、別で設定すべきと考えるが、当県では多くの場合直腸検査単独で実施しており、点数が下がることには抵抗を感じる。  | 直腸検査             | B種 | 186 | 現行通り。  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 100 | 膣鏡・ライト等。   |
|  |                  | A種 | 10  |  |
| 実際は行っているが、点数がないので記録も請求もしていないが、点数があれば請求できる。   | 直腸検査             | B種 | 186 | そのまま。  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 50  |  |
|  |                  | A種 | 5   |  |
| 直腸検査が膣検査を含むものであるならば、直腸検査と膣検査の頻度の差から、分離するほうが妥当と思われる。  | 直腸検査             | B種 | 120 | そのまま。  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 66  | 直腸検査については、技術的な側面が大きいですが、膣検査については、目視なり触診で出来るもので技術的なものは少ないと思われる。   |
|  |                  | A種 | 7   |  |

| 理由   | 妥当と考えるB種点数及びA種点数 |    |     | 根拠   |
|--|------------------|----|-----|--|
| 直腸検査に膣検査が含まれるのがおかしい。   | 直腸検査             | B種 | 155 | 必要時間、難易度により計算。   |
|  |                  | A種 | 3   | 必要経費（直検手袋代）。   |
|  | 膣検査              | B種 | 70  | 必要時間、難易度により計算。   |
|  |                  | A種 | 4   | 必要経費（膣鏡減価償却、懐中電灯、電池、消毒剤代）。                                       |
| 繁殖診断に超音波診断がルーチンとなりつつある状況を踏まえ、直腸検査料を下げ、超音波診断も可とするようにされたい。   | 直腸検査             | B種 | 60  | 体腔内異物検査準拠。超音波診断含む。   |
|  |                  | A種 | 15  | 超音波検査の1/6。超音波診断含む。   |
|  | 膣検査              | B種 | 70  | 洗浄（膣洗浄）準拠。   |
|  |                  | A種 | 5   | 導尿（雌）準拠。   |
| 現在、膣疾患と排尿異常の一部の場合に膣検査を実施していますが、給付のない状況です。このため、膣検査を新設することが必要と考えます。子宮疾患と排尿異常・難産の一部で直腸検査と膣検査を同時に実施することがありますが、直腸と膣では検査部位が異なることから、新設することが望ましいと考えます。 | 直腸検査             | B種 | 186 | 現行どおり。直腸検査は体腔内諸臓器の触診で、熟練度が高いが、消耗品代はきわめて安価である。                    |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 95  | 膣検査は直視可能で浅部の触診であり熟練度は低いが、膣鏡や鉗子などの器具機材を必要とするため。                   |
|  |                  | A種 | 26  |  |
| 長期在胎（特に繁殖和牛）にて、直腸検査と膣検査を同時に行うことが多く、又、膣検査のみを行う（子宮捻転など）ことがあるので膣検査を新設した方が良い。  | 直腸検査             | B種 | 175 | 現在発情鑑定1,543円（税込み）で消化器、泌尿器系の触診は頻度少ないため。                           |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 155 |  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
| 膣炎の正確な治療を行うためには必要と考えます。  | 直腸検査             | B種 |     | 具体的な点数はわかりませんので、適当な点数設定をお願いします。                                  |
|  |                  | A種 |     |  |
|  | 膣検査              | B種 |     |  |
|  |                  | A種 |     |  |
| 直腸検査と膣検査は診断の主目的が異なるもので、現行の同一視することは不条理である。分離することは当然である。小生、膣検査は人工授精の際に開膣し、子宮外口から粘液滲出を確認。粘液の粘度、絮状片の有無等を確認し、授精適期を判断するようにしております。                    | 直腸検査             | B種 |     | 数頭連続して直検をすると相当の疲労感を覚えます。かなりの神経を注入する手法だと思われれます。応分の点数を設定すべきだと思います。 |
|  |                  | A種 |     |  |
|  | 膣検査              | B種 |     |  |
|  |                  | A種 |     |  |
| 直腸検査に膣検査も含まれていること自体がおかしいのでは?消化器病等の診断でも直腸検査は使います。その時も膣検査が含まれた点数で計算するのはおかしいと思います。  | 直腸検査             | B種 | 150 |  |
|  |                  | A種 | 7   |  |
|  | 膣検査              | B種 | 36  |  |
|  |                  | A種 | 20  |  |

| 理由  | 妥当と考えるB種点数及びA種点数 |    |     | 根拠                             |
|---|------------------|----|-----|--------------------------------|
| <p>分離し、新設することには賛成ですが、直腸検査の点数を下げることは反対です。難産時、腔損傷時等には腔検査は必須ですし、必ずしも直腸検査とセットで行うものではない。以前は「腔検査は一般検査に含まれるとして給付の対象ではない」と解釈・説明されていたが、改正されて「直腸検査と同時実施は直腸検査に含む」となったものの、直腸検査の点数は引き上げられなかった。よって、「腔検査の分離新設により直腸検査の点数を引き下げる」という【考え方】はナンセンスです。更に単独実施は依然「一般検査に含まれる」として給付されていないのだから、点数を引き下げるのは「一般検査」に該当する診察料なのです。しかし、診療回毎の診察料に該当する点数は診療点数表には存在しません。変な制度ですよ。</p> | 直腸検査             | B種 | 186 | 現行通り。                          |
|   |                  | A種 | 7   |                                |
|   | 腔検査              | B種 | 90  | 血液一般検査のB-A点数と同点数（83点）。         |
|   |                  | A種 | 7   | 直腸検査と同点数。                      |
| <p>人工授精によりトリコモナスの発生を見ないが、腔検査を分離しなくても直腸検査の点数を下げる必要なし。</p>  | 直腸検査             | B種 | 186 | 現行通り。                          |
|   |                  | A種 | 7   |                                |
|   | 腔検査              | B種 |     | A種B種についてはその結果においてその後治療をしてゆくため。 |
|   |                  | A種 |     |                                |
| <p>去勢牛の肥育牛でも、脂肪壊死症や尿閉の確認にも直腸検査を行うので、直腸検査に腔検査が含まれているとおかしいと思われるから。</p>  | 直腸検査             | B種 |     | 良くわかりません。                      |
|   |                  | A種 |     |                                |
|   | 腔検査              | B種 |     |                                |
|   |                  | A種 |     |                                |
| <p>今回の調査期間中に腔検査の実施はなかったが、直腸検査による診断が不可能なケースが考えられる以上、腔検査の新設は必要であるとする。</p>   | 直腸検査             | B種 |     |                                |
|   |                  | A種 |     |                                |
|   | 腔検査              | B種 |     |                                |
|   |                  | A種 |     |                                |

### ③反対（現行どおりが適当）の理由

| 理由  |
|---|
| 一般的に人工授精以外に腔検査は必要としない。  |
| 直腸検査は疾病診断の一環として、糞便性状・子宮・卵巣等診察するために多用するが、繁殖以外の疾病では保険適応、事故外請求しないものが多い。腔検査のみの診断効果は疑問も残り、現行通りが適当と考える。   |
| 直腸検査には腔検査を含むと明記されており、そのとおりで分離する考えがわからない。  |
| 子宮異常、子宮内環境の確認は基本的に腔検査と直腸検査の併用が必要と考える。難産による腔壁の裂創の確認、尿道口の異常の確認、外子宮口の異常・子宮頸管粘液の状態の確認、腔内異物の確認などは腔検査のみでも可能であるが子宮や膀胱の確認のため直腸検査を併用することが多いため。   |
| 直腸検査を行う場合は、腔検査を同時に行って総合的に判断することが多いので現行どおりでよい。   |
| 直腸検査の一連の検査としての腔検査であり、分離は妥当ではない。   |
| 腔検査は、そのほとんどが直腸検査、難産介助、子宮捻転整復等他の検査や処置に付随して行われるため。  |
| 臨床現場では腔検査のみを行う頻度は非常に低く、直腸検査に付随して行う場合が殆どであるため。   |
| 繁殖領域で、直腸検査は第一義であり、その補助手段である腔検査は直腸検査の中に含まれている現行のままでいいと思います。  |
| 繁殖障害および分娩遅延等の検査において、当然すべき一連の検査であるので現行どおりが適当と思われる。   |
| 直腸検査に伴って腔検査を行うことがほとんどであるため。   |
| 繁殖障害診断においては直腸検査と腔検査は共に有用である。  |
| 通常、両方の検査を実施しており、腔検査を分離する理由がない。  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮内膜炎、腔炎などの繁殖障害では腔検査を必ず行うが、その際には必ず直腸検査も実施している。</li> <li>・また長期在胎でも、腔検査と併せ直腸検査で胎子を確認する。さらに発情鑑定においても直腸検査と腔検査を同時に行い診断する。</li> <li>・よって直腸検査と腔検査を併せて行うことにより、多くの情報が得られ、より正確な診断ができる。</li> <li>・直腸検査の頻度に比べて、腔検査を実施することは少ない。もし実施しても、時間がかからない。点数は直腸検査に含まれていれば、それで良いと思う。</li> </ul> |
| 繁殖障害における腔検査は、直腸検査を併せて診断に不可欠であるため、腔検査の分離・新設について必要性を感じない。周産期疾病についても同様。  |
| 頸管粘液採取や粘液スメア等実施の場合には腔検査のみの実施もあるかも知れないが、基本的には直腸検査と同時に実施する場合が現時点では大半である。分娩開始を確認する場合なども必ず直腸検査を実施するので、直腸検査にプラスする形での点数が良いと私は考えます。  |
| 繁殖障害の治療を行う上では直腸検査による子宮の状態の確認は必須であるため、腔検査のみを行うことは非現実的であると考えます。<br>また、直腸検査においては、各諸臓器の触診のみならず、直腸内容物を同時に確認することにより総合的な診断が可能であるため、腔検査を単独で行うことは診療を行う上でメリットを感じない。   |
| 腔炎の診断は、直腸検査で子宮炎や子宮内膜炎、子宮蓄膿症でないか診断した後腔炎に局限し診断出来る為、腔検査を新設して直腸検査の点数を下げることに反対します。   |

| 理由   |
|--|
| 腔検査を要すると判断するような症例では、直検により、他の子宮、膀胱等の臓器異常の確認は必要なことであることと、腔のみの病変であると確認されて以降は他の処置、手術（洗浄・切開等）の適応で対処すべきと考えるため。 |
| 直腸検査時に、子宮の状態と漏出粘液の性状により、どちらに原因があるかある程度判断できるのではないかと。（尿腔等）分離による点数の引き下げには反対する。                              |
| 全身症状や陰部からの粘液などから腔内の汚染などが疑われる場合などに腔検査を行うことはあるが、腔検査のみを行うことは少なく、直腸検査も併せて行うことが多いから。                          |
| 直腸検査を行う際には腔検査も実施していますが、新たな点数の設定が必要とは思いません。   |
| 繁殖障害における生殖器官診断として腔検査を用いるのは有意義ですが、その場合直腸検査をし、子宮体に問題がないと診断された場合です。直腸検査の補助的診察で用いることがほとんどなので現行のままが妥当です。      |
| 腔検査を実施するのは、直検してもなお腔検査が必要と思われる場合である（腔検査のみ実施することはない）から、腔検査を分離しなくてよいと考える。                                   |
| 腔検査を行った場合、直腸検査も実施した方が正しい診断が得られると思う。そもそも検査の順序が直腸検査を実施したのち、腔検査を実施するのが良いと思う。                                |
| 直腸検査に付随して、腔鏡挿入による腔検査を実施することがあるが、頻度が多いわけではなく、特に煩雑さを感じることもないので、現行通りで構わない。                                  |
| 直検において異常を認めた場合に腔検査する場合は生ずるも直検適用で良いのではないかと。   |
| 腔検査のみで確定診断に至ることは少ない。直腸検査を併用することが、診断技術として当然と思うが。  |
| 繁殖障害の直腸検査と腔検査は、連続で行うので現行通りで支障はないと思う。   |
| 腔検査のみでは、骨盤内及びその周囲の異常が診察できないと思う。  |
| 腔検査のみを実施することは殆どなく、実施したとしてもその手技は軽微である。  |
| 腔検査のみの該当症例なし。  |
| 腔検査単体で行うことは稀なので。   |
| 腔検査のみを実施する回数が多くなく、また、その手技も容易であるため。   |
| 腔検査の実施は皆無であるため。  |
| 腔検査をする場合直腸検査も行うので、直腸検査の点数を下げてまで新設する必要はない。現場において腔検査のみが行われることがほとんどないため。                                    |
| 腔検査のみを実施することが無いから。   |
| 適正と思う（腔検査は極めて稀で、頻度が低い）。  |
| 腔検査を実施している症例が少ない。繁殖障害の場合は、生殖器である卵巣・子宮・子宮頸官・腔・外陰部を総合的に検査する必要がある。  |
| 腔検査を実施する頻度が少ない。  |
| 腔検査の回数が少ないこと、及び繁殖障害でも超音波診断装置を利用しているため点数が下がることは賛成できない。  |
| 腔検査のみの実施がほとんどない。腔鏡を使って検査することが年に数回あるかどうか。   |

| 理由   |
|--|
| 腔検査のみの診療がないため。   |
| 腔検査を行う回数は、直腸検査の実施回数と大幅にかけ離れています。この2つの検査を分離する意味はないと考えます。  |
| 腔検査は現場では、粘液が白濁していたり、尿腔の有無とその程度を確認するために、年に1～2回くらいであり、あまり必要性を感じていない。「直腸検査に含む」でよいのではないかと考える。  |
| 腔検査のみの実施は無い。直腸検査のみでは、診断できない場合に腔検査を併用している。  |
| 腔検査を同時に行う頻度は低く、このままでよい。  |
| 腔検査の頻度は少ないが、直腸検査と腔検査を分離する必要がない。  |
| 繁殖性回帰として腔検査のみを行うことは無いため。卵巣-子宮-腔は一連の直腸検査で検査可能。  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状通りで問題がない。</li> <li>・腔検査が直腸検査よりも著しく有用であるとの認識は低い。</li> <li>・これ以上の直腸検査の点数の引き下げをしてほしくないため。</li> <li>・主に繁殖障害の診断の際、腔検査を行うことがあるが、その他の病気で腔検査を行うことはまれである。腔検査分を分離することにより、ホルモン剤等の薬価が高い現状ではバランスが悪くなる。</li> <li>・直腸検査と腔検査両者を同時に実施することはあるが、腔検査のみを実施する機会が現状においては稀であり、腔検査を単独で新設する必要性を感じない。</li> <li>・現在の直腸検査の点数が適当なものであると考えており、腔検査を分離し、点数を引き下げるのには反対。別途腔検査の点数をもうけることがよいのでは。</li> </ul> |
| 腔検査を行う症例が少ない。直腸検査の点数を引き下げることに反対。   |
| 殆ど検査することはない。   |
| 個人的には、腔検査が新設されたとしても適用頻度は低いと考えている。直腸検査により、腔内に異常が存在するのはある程度把握可能である。尿腔、腔炎など。（腔内ガス貯留、粘液に尿混入など。）<br>個人的には、腔検査をすとしても腔鏡で確認する程度で、特別な技術を必要としないため、現行どおりが適当であると考えている。   |
| 腔検査のみを実施することが少ないので。  |
| 腔検査のみを行う診療の機会が極めて少ないため。直腸検査のB種点数を引き下げるのには反対。現行どおりが良いと思います。   |
| 腔検査のみを実施する機会がない。   |
| 直腸検査だけで腔検査は実施しない。  |
| 腔検査のみを行うことはないので現行どおりでよい。   |
| 腔検回数及び難易度的に新設する必要性を感じない。   |
| 直検時に腔検査をするケースがあまり無く、それよりも超音波画像診断することが多いので現行のままでいいと思います。  |
| 腔検査のみ行う場合というのがない。  |
| 腔検査を殆どしていないから。<br>腔洗浄時に内部を観察することは稀にある。   |
| 腔検査を実施するに難易度も低く腔検査の回数も非常に少ない為。   |

| 理由   |
|--|
| 腔検査の頻度が低いので直腸検査に含む事で良いと考えます。   |
| 直腸検査と腔検査を同時にすることはないから。ごくまれに、流産の時に両方行う程度。   |
| 繁殖に係る検査が殆どであり頻繁に行う事がない。  |
| 腔検査のみの頻度が低いため。   |
| 必要であればするが、腔検査をすることがほとんどない。決して今の点数が高いわけではない。  |
| 腔検査のみの検査殆ど無く、直腸検査と同時にを行う腔検査少数で（多くは直腸検査のみ）、新設の必要はないと思う。   |
| 腔検査単独の検査が少なく、直腸検査との併用がほとんどの為。  |
| 腔検査の必要なし。  |
| 腔検査のみ行うことはない。  |
| 特殊な症状（粘液白濁の場合、尿腔の場合等）の時ぐらいしか腔検査をしないので、特に必要とは思っていない。  |
| 腔検査は、現在、私自身が頻繁に行っておらず、実施例が少ないため別に設ける必要性を感じず、また必要ならば、直腸検査点数に含まれることで十分と考えるから、症例に応じて例外規定をつくれれば良いと考える。   |
| 直腸検査と手技が同じだから。   |
| 繁殖検診において、ここでいう腔検査（腔鏡検査・腔内検査）の重要性、必須性を全く感じません。スメア中の細胞検査等は繁殖検診上まれに行う可能性はあるが、それは腔検査ではなく生体組織学的検査あるいは細菌分離培養検査で対応すればよいと思います。あえて腔検査を新設することなく直腸検査の点数を引き下げればよいと思います。  |
| 直腸検査と腔検査を併用する例は少ないし、腔検査を行ってもそれから難産等の処置に移行することがほとんどであるので、新設の必要はないと思う。   |
| 腔検査から得られる情報が少なく、腔検査だけでは診断の根拠とはならず治療が行えないため。（無発情の症状を呈する患畜に対して卵巣疾患、子宮疾患を疑った場合、まず直腸検査を実施しその後直腸検査の結果から子宮疾患を疑った場合にのみ腔検査を確認のために行うもので、直腸検査の中に腔検査が含まれるという考え方ではなく、子宮疾患の確定診断に直腸検査+腔検査が必要になると思う。）<br>現在も子宮頸管粘液検査が存在するため、腔検査の新設の必要は無く、子宮疾患の検査としては直腸検査+子宮頸管粘液検査の併用で良いと思う。 |
| 腔粘液量、性状を直検時の漏出状態にて確認している為、あえて新設する必要はないと考える。  |
| 子宮捻転の確認、子宮内膜炎の診断には不可欠で、直腸検査と同様の時間を要するため。   |
| 腔検査自体重要な検査だとは、理解している。しかしながら、現状の診療では、行うことは、ほとんどありません。また腔検査により、空気の流入により腔が膨満し、直腸検査が、やりにくいともあり、特殊なもの以外は、必要ないと考えます。   |
| 人工授精時には必要な検査であるが、治療時子宮内膜炎以外には必要としない為。  |
| 頸管の粘液検査等繁殖障害にとって重要かもしれないが 腔鏡等のみでの検査であれば直腸検査と分離する必要はない。   |
| 検査項目が増加しカルテの記載が煩雑である。<br>直腸検査では生殖器のチェック、骨盤腔のリンパ節、膀胱、腎臓、消化管の異常のチェックを行い、腔検査では子宮内膜炎のチェック、流産のチェック、腔炎、胎盤停滞のチェックを行う。直腸検査では直検手袋を装着して行い、腔検査は腔鏡で検査する場合と直検手袋を装着して行う場合がある。腔検の場合は外陰部の消毒、内部を観察するのにライトが必要な場合がある。<br>直腸検査に腔検査を含むでいいと思います。                                   |

| 理由   |
|--|
| <p>腔検査を新設し直腸検査の点数を引き下げるのであれば現行どおりでよいと思う。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・腔検査を分離して、現在の直腸検査の点数を引き下げるのであれば、現状のままが良い。</li> <li>・直腸検査料は現状のまま、腔検査料を新設するのであれば賛成である。</li> </ul>                 |
| <p>直腸検査は経験により会得した診療技術であり、獣医師の職人的な技であるので、点数は下げるべきではない。腔検査は難産、子宮捻転などで実施しているが難しいものではない。</p>   |
| <p>直腸検査の点数を引き下げることは納得できない。<br/>直腸検査による腹腔内臓器異常の有無については、見逃してはならない獣医技術である。</p>  |
| <p>直腸検査の点数を引き下げることは賛成出来ない。</p>   |
| <p>繁殖検診だけを、行っている診療獣医師ならばよいが他の診療と併せて繁殖障害の治療を行うものにとって、技術点を下げるために新設するのではなくてよい。別な意味で新たに設けるならば良いのではないか。</p>   |
| <p>直腸検査は、繁殖疾患のみならず、胃腸、腎臓等各種疾病にも必要であり、その技術には経験、知識等を得るために費やしてきたものが多々あり、点数を引き下げるのは反対である。<br/>逆に腔検査においては、滅菌的、衛生的に色々準備が必要であることから、新設するには新たな点数を設けるべきと考える。</p> |
| <p>直腸検査は必ずしも繁殖管理のための検査ではなく、腔検査と分離し直腸検査の点数を下げるという考えは妥当ではない。内臓の触診等直腸検査での病気診断も重要であり腔検査を独立させた場合でも、点数の引き下げには反対である。</p>                                      |
| <p>必要に応じて腔検査を実施しているので、直腸検査の点数を引き下げるのであれば現行のままでよい。</p>  |
| <p>理由は特にないが、現行通りが適当。</p>   |
| <p>現行どおりで問題なし。</p>   |
| <p>現状で不都合を感じない。</p>  |
| <p>現行どおりで、問題ないと思います。</p>   |
| <p>別にないが、現行どおりでも適当だと思います。</p>  |
| <p>特に必要性を感じない。</p>   |

#### ④その他の意見

| 意見  |
|---|
| <p>膣検査は直腸検査を伴うことがほとんどであり、独立した点数とするよりは「直腸検査（膣検査を伴う）」とするほうがよい。さらに、細菌検査や塗抹標本検査は別請求とする。</p>   |
| <p>繁殖障害における膣検査をする場合、膣あるいは子宮洗浄に含めても良いかと思う。（但し、各項目におけるB点、A点の増点などを行うがよいと思われる。）<br/>また、子宮捻転や難産における膣内診は必須である。だがこれも各項目に含め、それらの各増点を行うのが良い。長期在胎の確認として膣内診を行うため、膣検査としての項目があってもよいと思う。</p>  |
| <p>繁殖障害診断以外に対する直腸検査を増設しては、内部臓器診断直腸検査。</p>   |
| <p>エコーを用いた直腸検査には加点してほしい。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・超音波診断装置を用いた直腸検査について、その効果および経費等を考慮し増点規定があってもよいのではないか？</li> <li>・繁殖障害における治療間隔の見直し（短縮）をしてほしい。</li> <li>・分娩後40日以内の子宮内膜炎および繁殖障害に対する治療給付の見直し（分娩後30日以内）。</li> </ul>  |
| <p>1) 生殖器疾患診療時における膣検査は直腸検査に含まれてもよい。したがって、診療点数は現行のまま。<br/>2) 生殖器疾患以外の診療時における膣検査は新設すべき。理由は、①産道狭窄（外子宮口拡張不全）による難産のため、②膣裂創など膣の異常の有無確認のため、③膣検査後に同部位の処置や手術を行わないため（子宮頸管拡張剤注射のみなど）などによる。<br/>3) 膣検査のB種：60点    A種：10点<br/>4) 根拠   ：   A点・・・使用器具（膣鏡、ペンライト、直腸検査手袋、外陰部消毒剤など）<br/>          B点・・・A点に触診あるいは視診による技術料を加算したもの</p> |
| <p>直腸検査から膣検査を分離するのではなく、膣検査が必要な疾患（部位）に対し、新設することが適切と考えます。膣内に限定される疾病もしくは膣内の検査で確定診断可能な疾病の場合は膣検査のみを実施します。</p>  |
| <p>運動器病でも直腸検査は使うことがあるので、直腸検査と膣検査が分離されるときには運動器病も対象にしてください。</p>   |
| <p>本県のみかもしれないが、直腸検査給付が3回のみとなっている。繁殖治療の上で必要不可欠な検査である為、4回以降も減額でも良いので点数化してほしい。</p>   |
| <p>直腸検査と膣検査を分離すると、開業獣医師が膣検査を必要以上に実施する可能性が考えられる。</p>   |
| <p>大規模酪農では繁殖障害除去をシステム化する際に有効と考えるが、自分のところは小規模で全部繋ぎ飼いの為、考えに入れていない。</p>  |
| <p>膣検査を分離するのは良いが、直腸検査の点数を引き下げるのは反対です。より簡易な膣検査の点数を引き下げればよいと思います。</p>   |
| <p>膣検査の頻度は非常に少なく、新設に関しては賛成でも反対でもない。直腸検査と膣検査は必ずしもセットで行うわけではないので、膣検査が新設されても直腸検査の点数を引き下げる理由には当たらないと思う。</p>   |
| <p>直腸検査は獣医師の特権であり、今までの経験を積上げて上達する技術なので、点数引き下げには反対。今回の調査では初診時から転帰まで2ヶ月間と短く、肥育・他肉牛の脂肪壊死・食滞での検査が多く繁殖障害では中止転帰後の治癒判定が殆どで件数は少ない。</p>  |
| <p>膣検査の新設の目的が理解できず。（直腸点数は他の処置に比べ高すぎる。B種：100点    A種：15点    静脈注射と同等の技術レベル）</p>  |
| <p>繁殖障害牛、治療経過観察中につき調査期間内では治療転帰少数。</p>   |
| <p>県内では、ほとんど肥育牛の診療を行っており膣検査を行うことがありません。</p>   |
| <p>膣検査を実施していません。</p>  |
| <p>膣検査を必要とする場合もありますが、新設する必要があるかは判断できません。</p>  |

意見

農業共済の点数は自分達が決めるものではないので根拠はわからない。

現在の点数の根拠がわからず、自分としては判断することはできない。

小委員会での検討内容を具体的に知らされていないので回答に食い違いがあるかもしれません。